

一、爭議發生ノ場所

本所区中ノ御業平町四

二、事業主側

名稱 三田土護謨製造株式会社

代表者 田崎長國

資本金 六拾万円 (金額拂込)

事業 護謨製造

使用労働者 一五九名 (内女二九名)

三、労働者側

爭議参加労働者 一五九名 (内女二九名)

合上中労働組合加盟者

関東合同労働組合本所第三支部 (組合同盟系) 全員加盟

四、爭議發生ノ時

昭和六年一月二十四日

五、爭議發生ノ原因

會社ハ事業不振ノ為約五百円ノ欠損ヲ生ジ經營困難ノ状態ニ
陥リタルヲ以テ本月上旬重役會議ヲ開催シ職工七十名内外ノ
職首及請負制度ヲ廢止シ常備制度ニ改ムルコトニ決定シ近々
之ヲ實施セムト種々計畫中ナルヲ従業員ニ於テ探知シ本月二
十一日大會ヲ開催シ対策ノ結果本月二十四日別記嘆願書ヲ提
出シタルニ因ル

六、要求事項及交渉状況

従業員代表寺岡理三郎外六名ハ二十四日午後一時田崎社長ニ
面會シ別記嘆願書ヲ提出シ回答ヲ求メタルニ社長ヨリ何レ重
役ト協議ノ上回答ヲレト述ベ列レタリ

七、經過

勞資共ニ目下ノ處何等特異ノ行動ナク平常通作業シツ、アル
モ會社側ノ回答如何ニ依ツテハ相當紛糾スルモ、ト慰料行動